

## 住宅リフォーム推進事業 子育て世帯、移住・定住世帯の補助対象工事一覧（例）

※ 下記の工事は一例です。

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根（軒天含む）の張替・塗装、外壁の張替	出窓等の庇屋根も対象 カバー工法による改修も対象
2	△	外壁の塗装	クラック補修、サイディング張替等外壁の補修を伴う場合は対象
3	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
4	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
5	○	耐震補強・改修工事	
6	○	窓・ガラス・網戸の取付・交換	
7	○	室内の建具等の交換	アコーディオンカーテンも対象
8	○	外壁、屋根、天井又は床の断熱化工事	
9	○	屋根の融雪工事	外構の融雪工事は対象外
10	○	バリアフリー改修 （手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
11	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修	
12	○	バルコニーや雪止めの設置	
13	○	畳の取替え（表替え含む）	
14	×	別棟の車庫・物置の設置及び増改築	
15	○	上下水道への接続（浄化槽設置工事含む）	市町村への加入負担金は対象外
16	△	エアコン・FF式暖房機の設置	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
17	△	ガス・IH調理器の設置	配管・配線工事を行う場合は対象
18	△	食器棚、下駄箱等の設置	作り付け家具、既製品を固定する場合は対象
19	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築・内装工事に伴う場合は対象
20	△	電話やインターネットの配線・配管工事	増改築・内装工事に伴う場合は対象
21	△	家庭用自家発電装置の設置	建物に固定した場合は対象
22	△	住宅の解体工事（全部・一部）	リフォーム・増改築工事を伴う場合は対象
23	△	防蟻・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
24	×	造園、門扉、ブロック塀、ウッドデッキ等の外構工事	住宅のリフォーム・増改築工事に伴い支障となる場合は対象
25	×	住宅用太陽光発電システムの設置	
26	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
27	×	電気自動車用の急速充電器の設置	
28	×	補助対象世帯以外の居住者の専用居室の改修	